

遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！



運輸安全委員会事務局神戸事務所の管轄区域には若狭湾、瀬戸内海東部といった全国でも有数の釣り場が含まれているため、たくさんの遊漁船や瀬渡船が航行しており、その事故も後を絶たない状況です。

神戸事務所では、こうした遊漁船や瀬渡船（以下「遊漁船等」といいます。）の事故※を防止するため、運輸安全委員会が発足した2008年から2019年までに管轄内で発生した事故の状況を精査し、遊漁船等の事故防止のポイントなどについて取りまとめました。



遊漁船等を操船する皆様も、遊漁船等を利用する皆様も、ぜひ一度ご覧ください。

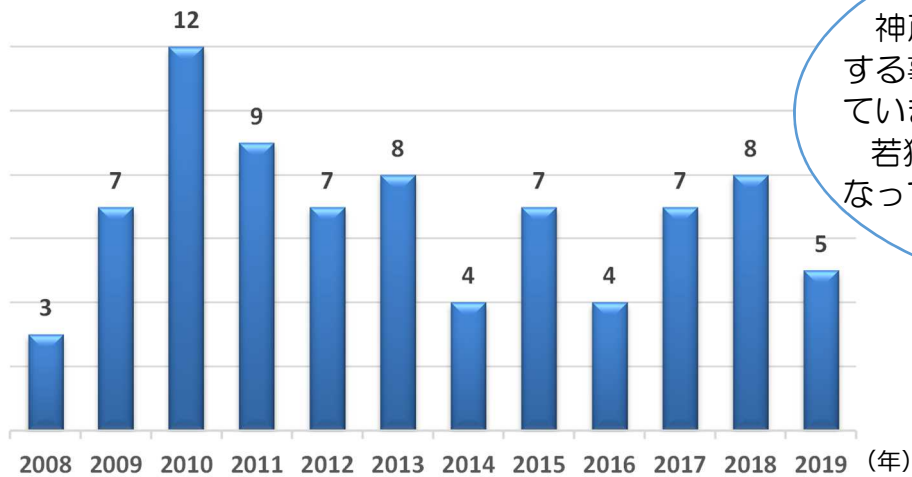
皆様ひとりひとりの安全意識が事故の防止、ひいては皆様ご自身の安全と安心に繋がります！



運輸安全委員会事務局 神戸事務所

※ 運航不能、安全阻害等のインシデントについては含まれておりません。

神戸事務所管内における遊漁船等事故件数の推移

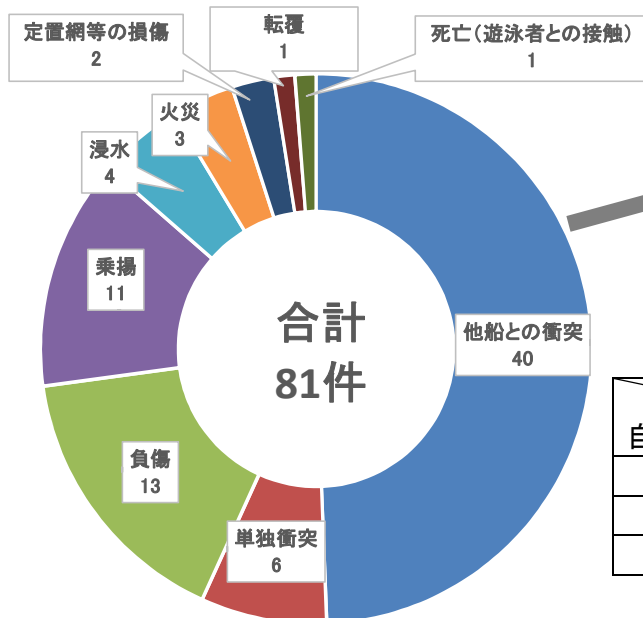


神戸事務所管内では、遊漁船等が関連する事故が平均して毎年7件程度発生しています。

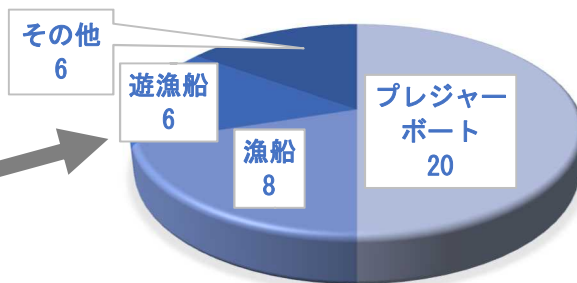
若狭湾で発生する事故が全体の4割となっています。



遊漁船等が関連した衝突事故の分析 (2008年から2019年)



他船の内訳



衝突時の自船と他船の状態

自船の状態 \ 他船の状態	他船の状態			
	航行中	漂泊中	錨泊中	係留中
航行中	10	10	9	1
漂泊中	2	1	1	0
錨泊中	6	0	0	0



遊漁船等の事故種類の内訳では、「衝突」が全体の5割以上を占めており、釣り場を共有するプレジャーボート、漁船、遊漁船等との衝突が多く発生しています。

また、これらの船舶同士の衝突では、航行中の遊漁船等が漂泊・錨泊中の他船に衝突するケースが多くなっています。

釣り客等の負傷事故の分析



遊漁船等の釣り客等が負傷した状況別に分類すると、航行中の船体動揺による転倒等が最も多く、次いで瀬渡し時の転落、はさまれ等が発生しています。



CASE 1

遊漁船が、前路に他船がないと思い航行中、他船と衝突

漂泊していたプレジャーボートに航行中の遊漁船が衝突しました。

プレジャーボートの船長及び同乗者が負傷し、プレジャーボートは船体の亀裂等、遊漁船は擦過傷を生じました。

遊漁船の船長は、ふだんから他船を見掛けない海域だったことから、前路に他船がないと思い込んでいました。

衝突事故は、前路に他船はいると思っていなかったり、見張り以外の作業を行ったり、接近する他船を認めても相手が避けてくれると思っただけで漂泊を続けたりする状況で多く発生しています。

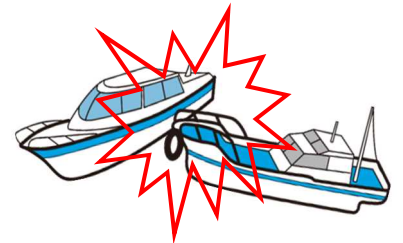


再発防止策は！

遊漁を行う釣り場周辺の海域は、プレジャーボート等の他船と共有する海域になりますので、航行中は、他船がないと思わず、また、他の作業を行わず、常に周囲の見張りをしましょう。

また、遊漁中に接近する他船を認めた場合は、他船が避けてくれると思わず、余裕のある時機にエアホーン等を用いて注意喚起を行ったり、エンジンを使用して移動するなど衝突を避けるための措置を採りましょう。

汽笛装備のない船舶にはエアホーン等を備えておきましょう。



CASE 2

遊漁船が航行中、波浪を乗り越えた際、船体が動揺して釣り客が負傷

本事故は、遊漁船の船長が約1.0～1.5mの波浪がある状況下、約15ノットの速力で航行してもそれほど動揺はなく、釣り客が負傷することはないと思っていたところ、波高約2mの波浪を乗り越えた際、船体が大きく縦揺れして、前部甲板にいた釣り客1人が転倒して重傷を負いました。

本事故の他にも、他船の航走波によって、あるいは1m程度の波高であっても、船体動揺により船体前部にいた釣り客が負傷した事故が発生しています。



再発防止策は！

船長は、波やうねり、他船の航走波がある海域を航行する場合、波等による動揺を回避あるいは軽減できるよう、波等に対する見張りを適切に行うとともに、波等による動揺、衝撃を軽減できる適切な速力、針路で慎重に操船しましょう。また、釣り客は動揺が比較的小さい船体中央より後方に移動させるようにしましょう。



CASE 3

瀬渡船が磯から釣り客を乗せる際に、釣り客が船体と岩場に挟まれて負傷

岩場から釣り客を移乗中、釣り客が岩場と瀬渡船に挟まれて腰椎圧迫骨折などの重傷を負いました。船長はマイク等を使用して乗降時機を指示していませんでした。

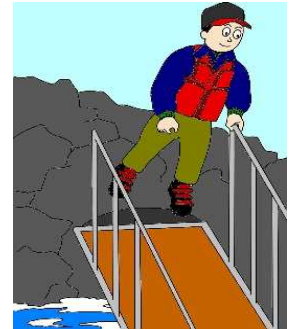
本事故は、船首部を岩場に押し付け、釣り客が自ら乗船しようとした際、乗船する時機を失したため、体のバランスを崩し、後方に転倒して岩場に落ち、更に臀部付近を船首部に押されたことにより発生しました。



再発防止策は！

瀬渡船の船長は、釣り客を乗降させる際、周囲の波浪等の状況を十分に確認した上、釣り客に対し、マイク等を使って乗降時機を明確に指示しましょう。

釣り客は、乗降を行う際、船長の指示に従って乗降しましょう。



最後に

遊漁船等の船長は

- ・釣り客が甲板上にいる場合は、必ず救命胴衣を着用させる義務があります。
- ・航行中、漂泊中等にかかわらず見張りをを行い、「あの船は停まっている」「他船はいない」「避けてくれる」と思い込まず、いまいちど確認しましょう。
- ・釣り客の安全のため、船体動揺、乗降時の危険性について知らせるとともに、適時マイク等により、明確に指示をしましょう。
- ・乗り慣れない釣り客もいるかもしれません。「乗せる場所は大丈夫か」「波は高くないか」等注意しましょう。

遊漁船等の釣り客の皆さんは

- ・甲板上にいる場合は、必ず救命胴衣を着用してください。
- ・波やうねりが高い場合は、比較的揺れの少ない後部甲板へ乗る、手すりを持つなど、自己の安全に備えましょう。
- ・慣れた船上や釣り場への移動であっても、危険はいつも隣り合わせです。必ず船長の指示に従って行動しましょう。

運輸安全委員会事務局 神戸事務所

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

TEL 078-331-7258

URL <https://jtsb.mlit.go.jp/jstb/index.html>

～地図から探せる事故とリスクと安全情報～



モバイル版です。

船舶事故ハザードマップ 検索

<https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

小型船舶機関故障検索システム 検索

https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/s_etss/